

労働基準関係法令違反に係る公表事案

新潟労働局

最終更新日：令和6年12月2日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他
(株)富田建設	新潟県東蒲原郡阿賀町	R5.12.6	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第157条	車両系建設機械で傾斜地の整地作業を行わせるにあたり、誘導者を配置していなかったもの	R5.12.6送検
金子屋老舗	新潟県新発田市	R6.1.12	労働基準法第24条	労働者5名に、6か月分の定期賃金合計約760万円を支払わなかったもの	R6.1.12送検
三幸製菓(株)	新潟県新潟市北区	R6.2.2	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第290条	焼き釜と煎餅のかけらとの間に防火のため必要な間隔を設けなかったもの	R6.2.2送検
(株)晴耕舎	新潟県長岡市	R6.3.13	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の3	下請事業場に解体用つかみ機を用いた解体作業を行わせるにあたり、工事の工程に関する計画等を作成しなかったもの	R6.3.13送検
(有)原ホーム	新潟県長岡市	R6.3.13	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者に、解体用つかみ機を運転させたもの	R6.3.13送検
(株)蓬萊館	新潟県長岡市	R6.3.26	最低賃金法第4条	労働者10名に、10か月分の定期賃金合計約1,200万円を支払わなかったもの	R6.3.26送検
(株)LOTTE Hotel Arai	新潟県妙高市	R6.6.6	労働基準法第32条 労働基準法第36条第6項	労働者2名に、36協定の延長時間及び法定の上限時間を超えて違法な時間外・休日労働を行わせたもの	R6.6.6送検
(株)横井組	新潟県村上市	R6.7.17	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の4	下請事業場にドラッグショベルを用いて作業を行わせるにあたり、作業計画について適切な指導をしなかったもの	R6.7.17送検
(株)日本建機	新潟県村上市	R6.7.17	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第155条	ドラッグショベルを使用する作業を行わせるにあたり作業計画を定めなかったもの	R6.7.17送検

(株) プラスワンサービス	新潟県妙高市	R6.8.8	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則97条	4日以上の休業を要する災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R6.8.8送検
(株) シーアンドエル	新潟県北蒲原郡 聖籠町	R6.8.20	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則97条	4日以上の休業を要する災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R6.8.20送検
陵北トランスポート(株)	新潟県新潟市 東区	R6.10.17	労働基準法第24条	労働者12名に、2か月分の定期賃金合計約600万円を支払わなかったもの	R6.10.17送検
マルタスギヨ(株)	新潟県新潟市 秋葉区	R6.11.8	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第151条の70	貨物自動車の荷台から荷卸し作業を行う際、作業を指揮する者を定めていなかったもの	R6.11.8送検
(一財)上越市環境衛生公社	新潟県上越市	R6.11.8	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第533条	マンホール内で、墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.11.8送検
(有)フィックス	新潟県燕市	R6.11.11	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第131条	プレス機械に安全装置等を取り付けていなかったもの	R6.11.11送検